

一般競争入札公告

沖縄県が発注する令和6年度漁業人生まるみえ事業委託業務について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので次のとおり公告する。

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 公告日 令和6年6月3日（月）

2. 入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度漁業人生まるみえ事業委託業務
- (2) 契約内容 別添契約書及び仕様書による
- (3) 契約期限 契約締結の日から令和7年3月31日

3. 入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、支店等を有する法人であること。
- (2) 過去5箇年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、複数以上の契約を全て誠実に履行している法人であること。
- (3) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上割り当て、十分な遂行体制が取れること。
- (4) 県税に関し未納が無いこと。

4. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項の規定による入札参加停止措置を受けている者。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの。
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (3) 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (4) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく構成又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5. 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 沖縄県ホームページ

「ホーム」－「産業・しごと」－「入札・契約」－「公募・入札」
－「観光支援・産業支援・交流」－「令和6年度実施業務」

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025075/1026048/index.html>

(2) 期間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月13日（木）まで

6. 申請方法等

(1) 申請の方法

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を(2)に掲げる提出場所に持参又は書留郵便により提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 同種・同規模契約の履行証明書（第2号様式）
- ウ 沖縄県内に本社、支社、支店等を有する法人であることを証する書類（任意様式）
- エ 納税証明書
- オ 会社概要及びR5年度財務状況書類（任意様式）

(2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

沖縄県農林水産部 水産課 栽培流通班（城間）
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話 098-866-2300
FAX 098-866-2679

※申請書は、沖縄県ホームページよりダウンロード可能

(3) 申請書の受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月13日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語等

日本語及び日本国通貨とする。

7. 資格審査結果の通知

入札資格審査結果は、郵便等により通知する。

8. 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から本入札に係る契約の日までとする。

9. 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

10. 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を有する者が、4に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知

入札参加資格を取消したときは、当該取消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

11. 資格の適用範囲

この公告で定める入札に参加できる者の資格は、今回の入札に限り適用する。

12. 入札説明会（現場説明会）

実施しない

13. 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年6月24日（月）14時

※所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない場合は、この限りではない。

(2) 場 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県庁舎 10階 海区漁業調整委員会室

14. 入札書

(1) 入札書の提出

入札書は、13(2)の場所に持参すること。郵便、電報及び電送による入札は認めない。また、代理人入札の場合は、本人の委任状を提出すること。

(2) 入札書に記載する金額

入札書には、税抜き金額を記入するものとする。

記入された金額に、その100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

15. 入札保証金

見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上とする。足りなかった場合、入札は無効となる。

ただし、次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に、沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和6年6月24日(月)14時までに提出した場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面(第2号様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び当該契約書の写し)を令和6年6月24日(月)14時までに提出し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札

17. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該落札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かせない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

18. 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

ただし、次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に、沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

19. 最低落札価格
設定しない。

20. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

21. 仕様書等に関する質問

質問事項のある場合は、別添第5号様式「質問書」に記入（代表者名、同捺印）し、令和6年6月6日（木）午前中までに沖縄県水産課に持参又はFAXにて提出すること。質問事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

質問に対する回答は、令和6年6月7日（金）までに沖縄県ホームページに掲載または書面により回答する。